



資料 5_第 3 次寒川町環境基本計画 (修正前)

令和 3 年 3 月



—目次—

第1章 計画策定にあたっての基本的事項	1
1. 第3次寒川町環境基本計画策定の背景	1
2. 計画の位置付け	3
3. 計画の期間	4
4. 計画の実施主体	4
5. 計画の全体構成	5
第2章 寒川町の環境の現状と課題	6
1. 社会経済状況	6
2. 環境の現状と課題	17
第3章 寒川町が目指す望ましい環境像	47
1. 寒川町が目指す望ましい環境像	47
2. 計画が対象とする環境の範囲	49
3. 望ましい環境像を実現するための基本目標と取り組み方針（計画の体系）	50
第4章 望ましい環境像を実現するための取り組み	51
【基本目標1】健康で、安心して暮らせるまちを形成します	52
【基本目標2】歴史とともに育まれた自然と共生します	60
【基本目標3】 低炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策を推進します	66
【基本目標4】資源が循環する仕組みを構築します	72
【基本目標5】快適で住みやすい都市環境を構築します	77
第5章 重点プロジェクト	84
1. 重点プロジェクトの考え方	84
2. 前期期間における重点プロジェクト	85
3. 水辺を中心としたまちをきれいにしよう！プロジェクト	88
4. 二酸化炭素排出実質ゼロのまちキックオフ！プロジェクト	91
第6章 計画の推進体制と進行管理	95
1. 計画の推進体制	95
2. 進行管理の仕組みと手順	98
3. 環境指標の点検方法	101
資料編	107
1. 寒川町環境基本条例	108
2. 寒川町環境審議会委員等	112
3. 第3次寒川町環境基本計画策定の検討経過	113
4. 諮問・答申	115
5. 環境基準等	118
6. 用語解説集	126

第3章 寒川町が目指す望ましい環境像

1. 寒川町が目指す望ましい環境像

本町は概ね平坦な地形ですが、これまでの地域の暮らしや産業の発展の舞台は、相模川、目久尻川、小出川などの河川や、それらを取り巻く河川敷や樹林地、田園の緑潤う自然の中にあります。

そして、近年では、さがみ縦貫道路の全面開通による交通の変化や、寒川駅北口地区、ツインシティ倉見地区、田端西地区を中心とする計画的なまちづくりにより、より利便性が高く生活しやすい都市として、まちの姿が変化しつつあります。

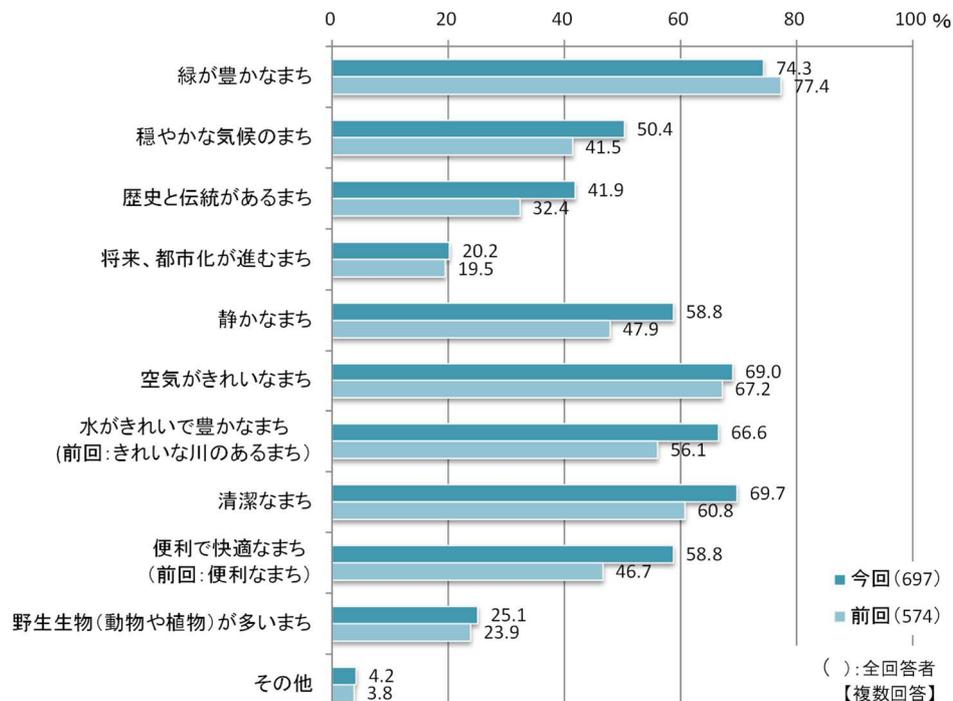
そのような中で、アンケート調査を見ると、町民の町に対する評価や意向は、都市化を望む声よりも、自然環境が豊かであること、そしてそれが将来に続いていくことを望んでいることがうかがえます。

【トピックス8：望ましい環境像に係るアンケート調査結果】

■町の望ましい環境像に対する町民の意向

まちの将来の姿について多くの町民は、「緑が豊かなまち」、「清潔なまち」、「水がきれいで豊かなまち」、「空気がきれいなまち」となることを望んでいます。

また、「静かなまち」、「便利で快適なまち」への要望も比較的高い結果となっています。



※令和2年4月調査結果

※構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない場合があります。

本町の地域特性は、前述のように自然環境が豊かであるところですが、その自然は緑を中心に都市化により徐々に減少している状況にあります。一方で、都市化にあたっては環境への配慮に留意されるとともに、環境団体と連携した自然環境の保全、創出活動も盛んに行われており、自然と共生したまちづくりが展開されているところです。

エネルギーやごみ問題に目を向けると、町民の意識、環境の現状とともに、都市化による環境への負荷の顕在化が懸念されているところですが、町民生活や事業者の事業活動における環境配慮行動を中心に足元からの取り組み、まちづくりにおける環境配慮が積極的に実践されており、リサイクル率の向上などをはじめ、その効果も徐々に表れてきています。

寒川町総合計画 2040 で示されたまちの将来像は「つながる力で 新化するまち」であり、「心豊かな暮らしが出来るまち」、「人口減少など新しい時代に対応する持続可能な新たなまち」などを実現し、幸福度が高いまちを目指しています。

このような新たな価値観に基づくまちづくりにあたっては、本町の歴史の中で育まれた良好な環境を基調に置いたまちであってこそ実現されるものと考えられます。

これらのことを踏まえ、町が目指す望ましい環境像を『環境と人が共生し、次世代まで良好な環境が受け継がれ“新化”するまち さむかわ』とし、この環境像の実現を目指した町、町民、事業者、滞在者の取り組みを推進していくものとします。

■寒川町が目指す望ましい環境像

環境と人が共生し、
次世代まで良好な環境が受け継がれ“新化”するまち
さむかわ

- ※ “新化”とは、町民同士、または町民と行政などの様々な「つながり」によって、新たな考え方や手法を生み出し、進んでいくことを意味した寒川町独自の言葉として表現しています。
- ※ 上記は、上位計画の「寒川町総合計画 2040」におけるまちの将来像である「つながる力で 新化するまち」との整合を図っています。

2. 計画が対象とする環境の範囲

寒川町環境基本条例では、施策の策定に当たって以下の事項の確保（要約）が求められています。

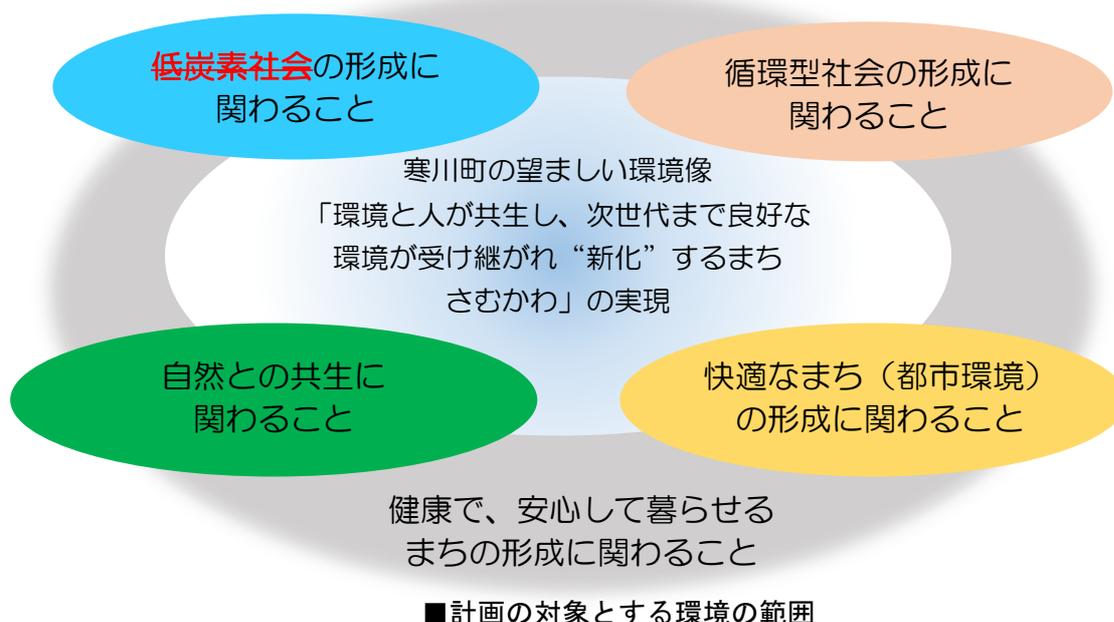
- ・人の健康が保護され、生活環境が保全されるための必要な措置を講じる。
- ・自然環境を適正に保全し、人と自然との豊かなふれあいの場を確保する。
- ・うるおいと安らぎのある都市環境を創造する。
- ・日常生活や事業活動による環境への負荷の低減を図る。
- ・地球温暖化対策を推進する。

一方で、「持続可能な社会の形成」にあたっては、「健康で安心な暮らし」が確保される社会を基盤に置きつつ、「自然共生社会」、「低炭素社会」、「循環型社会」、「快適なまち（都市環境）」を実現することにより形成されるものと言えます。

これらのことを踏まえ、本計画で対象とする環境の範囲は、以下のとおりとします。

■計画が対象とする環境の範囲の具体的な内容

●健康で、安心して暮らせるまちの形成に関わること	日常生活活動に関わる環境について取り扱います。都市型公害や身近な環境汚染に関わる要素や、災害・事故時等の環境対策に係る要素が含まれます。
●自然との共生に関わること	動植物や生態系に関わる環境について取り扱います。主に、地域の豊かな自然の保全・創造に係る要素が含まれます。
● 低炭素社会 の形成に関わること	地球温暖化対策に関わる省エネルギーや再生可能エネルギー利用の推進、気候変動への適応について取り扱います。温室効果ガス排出量の削減など、日常生活や事業活動が地球に与える環境負荷の低減に係る要素が含まれます。
●循環型社会の形成に関わること	ごみの減量やリサイクル対策、適正処理に関わる取り組みについて取り扱います。また、水循環の確保や水資源の保全に係る要素も含まれます。
●快適なまち（都市環境）の形成に関わること	快適な都市環境づくりについて取り扱います。まちの景観や、都市の中の緑や水辺の創出、秩序ある都市づくりに係る要素が含まれます。



3. 望ましい環境像を実現するための基本目標と取り組み方針（計画の体系）

町が目指す望ましい環境像を実現するための基本目標と取り組み方針による「計画の体系」を以下に示します。これらの基本目標に資する町、町民、事業者、滞在者の取り組みを推進、促進していくものとします。

【望ましい環境像】

環境と人が共生し、次世代まで良好な環境が受け継がれ“新化”するまち さむかわ

【基本目標1】健康で、安心して暮らせるまちを形成します

取り組み方針

- ①空気と水をきれいにする
- ②生活に不快感を与える騒音や悪臭等を防止する
- ③災害・事故時等の生活環境対策を推進する

取り組み方針

- ③清潔で美しいまちをつくる
- ②環境に配慮した交通インフラの整備などのまちづくりを推進する
- ①都市の中の水辺や緑を創出する

【基本目標5】快適で住みやすい都市環境を構築します

取り組み方針

- ③水が循環するまちをつくる
- ②ごみの適正管理・適正処理を推進する
- ①ごみの減量化や資源化を推進する

【基本目標4】資源が循環する仕組みを構築します

取り組み方針

- ③気候変動の影響に適応したまちをつくる
- ②再生可能エネルギーの利用を推進する
- ①省エネルギーを推進する

【基本目標3】**低炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策を推進します**

取り組み方針

- ③歴史・文化を保全し、次世代へ継承する
- ②生きものの生息空間を保全し、生物多様性を確保する
- ①農地を保全し、農地の持つ環境保全機能を強化・活用する

【基本目標2】歴史とともに育まれた自然と共生します

■計画の体系

第4章 望ましい環境像を実現するための取り組み

第3章に示した町が目指す望ましい環境像「環境と人が共生し、次世代まで良好な環境が受け継がれ“新化”するまち さむかわ」を実現するための取り組みを次頁以降に示します。

なお、各取り組みは、望ましい環境像の実現を目指すとともに、SDGs（持続可能な開発目標）に資する取り組みとしても位置付け、地球市民の一員である寒川町も世界的な目標の達成に寄与するものとします。本計画では、第4章の基本目標、第5章の重点プロジェクトごとに主に関連するSDGsの目標を示しています。

【参考】SDGs（エスディージーズ）とは

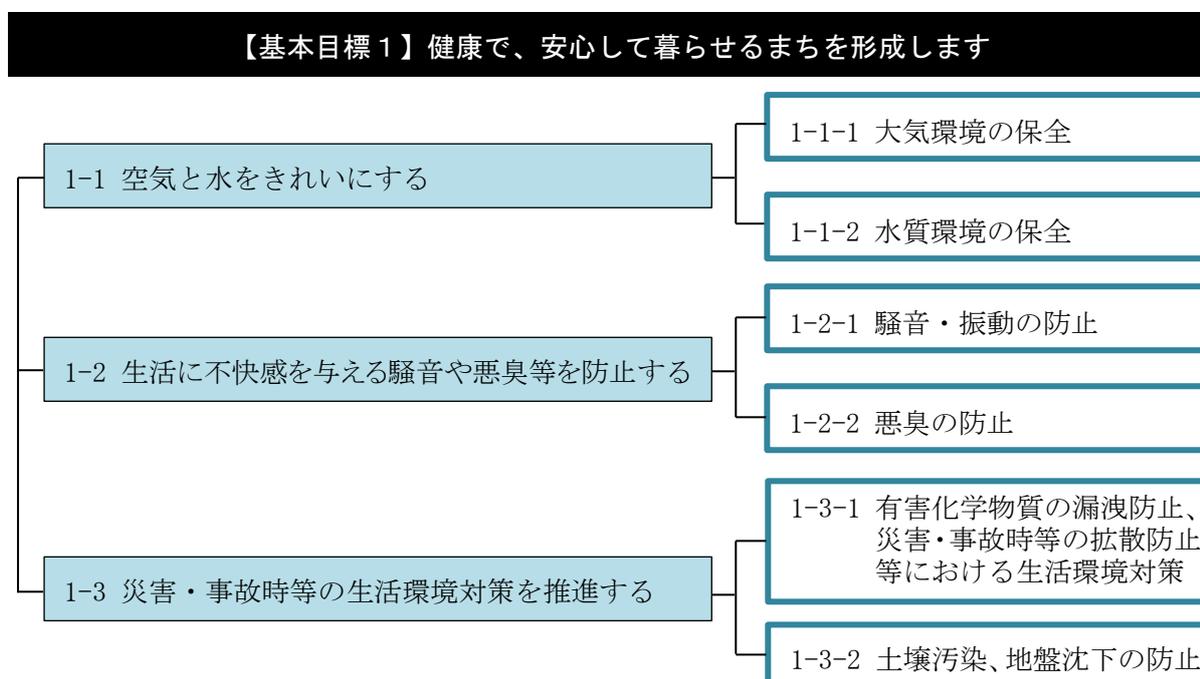
SDGsとは、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」の略称です。SDGsは、地球環境と人々の暮らしを持続的なものとするため、すべての国連加盟国が2030年までに取り組む17分野の目標のことで、生産と消費の見直し、海や森の豊かさの保護、安全なまちづくり等、先進国が直面する課題も含まれています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



【基本目標 1】健康で、安心して暮らせるまちを形成します

(1) 取り組みの体系



【SDGs（持続可能な開発目標）との関連性】

本取り組みは SDGs のうち、「3. すべての人に健康と福祉を」、「6. 安全な水とトイレを世界中に」、「11. 住み続けられるまちづくりを」、「14. 海の豊かさを守ろう」、「17. パートナーシップで目標を達成しよう」に資する取り組みとなります。



※SDGsの「14. 海の豊かさを守ろう」について

本町には海がありませんが、河川環境を保全することは、海の豊かさを守ることにつながるため、関連する取り組みとして位置付けています。

※SDGsの「17. パートナーシップで目標を達成しよう」について

望ましい環境像を実現するための取り組みは、町・町民・事業者・滞在者のパートナーシップにより実施する必要があることから、すべての基本目標で位置付けています。

(2) 取り組みの内容

1-1 空気と水をきれいにする

【町の取り組み】

1-1-1 大気環境の保全

施策の方向性	具体的な取り組み
工場・事業所等からの大気汚染防止を推進します	県と連携して大気汚染防止法等の法令に基づく規制、基準の遵守について指導します。
	屋外焼却（野焼き）について法令等に基づく規制・指導を徹底するとともに、屋外焼却防止の普及・啓発を推進します。
自動車からの排気ガス抑制に向けた取り組みを推進します	アイドリングストップをはじめとするエコドライブの促進とノーカーデーを呼びかけます。
	燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車などの低公害車や次世代自動車の利用を促進します。
大気汚染に係る情報収集、情報提供を図ります	町内の大気環境に係る調査を実施します。
	日常生活や事業活動における大気汚染の防止に資する取り組み等について、町民や事業者へ情報提供を行います。
	関係機関と連携を図りながら、大気汚染関連情報の収集を行い、公害苦情相談に適切に対応し、その解決に努めます。

1-1-2 水質環境の保全

施策の方向性	具体的な取り組み
工場・事業所からの水質汚濁防止を推進します	県と連携して水質汚濁防止法等の法令に基づく規制、基準の遵守について指導します。
	公共下水道へ接続する工場・事業所からの排水について水質検査を行います。
	水質事故・水質汚濁の原因究明と発生防止に努めます。
生活排水対策を推進します	生活排水に対する配慮についての情報提供を行います。
	下水道事業計画に基づいた計画的・効率的な下水道の整備を進めます。
	公共下水道への接続を促進します。
	老朽化した下水道の計画的な維持管理・整備を進めます。
農業排水対策を推進します	農業排水に関連する指導や啓発等を実施します。

【事業者の取り組み（例）】

- 公共下水道への接続を進めます。
- 事業所からの排水を適正に処理します。
- 飲食業では調理くずや油を直接排水口に流さないよう努めます。
- 低公害車を積極的に導入します。
- ノーカーダーの実践に努めます。
- 従業員に対して、通勤や移動時の公共交通機関や徒歩、自転車の利用を促進します。
- 工場・事業所からの大気汚染防止に努めます。
- 最短走行ルートを選択や共同配送の推進など物流の合理化に努めます。
- 保有車の点検整備の励行や、アイドリングストップなどのエコドライブを行います。
- 大気汚染の実態把握、原因究明に協力します。
- 焼却炉などの使用は、適正な焼却設備・焼却方法により行います。
- 水質汚濁、地下水汚染などの実態把握、原因究明に協力します。
- 地下水を利用する事業所では、水質の定期検査を実施します。

【滞在者の取り組み（例）】

- 河川を汚さないようにします。
- 自動車を運転するときはアイドリングストップなどのエコドライブを心がけます。
- 町内の移動にあたっては、公共交通機関や徒歩、自転車を利用します。



写真一電気自動車

1-2 生活に不快感を与える騒音や悪臭等を防止する

【町の取り組み】

1-2-1 騒音・振動の防止

施策の方向性	具体的な取り組み
工場・事業所、建設作業等からの騒音・振動の防止を推進します	騒音規制法や振動規制法等に基づく規制、基準の遵守について指導します。
	公共工事における騒音・振動への配慮を徹底します。
道路交通騒音・振動の防止を推進します	幹線道路網の整備により、生活道路への通過交通量を削減します。
	道路の維持補修等による道路面の適正な維持・管理に努めます。
	交通量の多い幹線道路については、関係機関と連携し、騒音・振動の低減対策に努めます。
騒音・振動に係る情報収集、情報提供を図ります	アイドリングストップをはじめとするエコドライブの促進とノーカーデーを呼びかけます。【再掲】
	町内の騒音・振動に係る調査を実施します。
	日常生活や事業活動における騒音・振動の防止に資する取り組み等について、町民や事業者へ情報提供を行います。
	関係機関と連携を図りながら、騒音・振動関連情報の収集を行い、公害苦情相談に適切に対応し、その解決に努めます。

1-2-2 悪臭の防止

施策の方向性	具体的な取り組み
工場・事業所、畜産からの悪臭の防止を推進します	悪臭防止法等に基づく規制、基準の遵守について指導します。
	県と連携して家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく規制、基準の遵守について指導します。
悪臭に係る情報収集、情報提供を図ります	町内の臭気に係る調査を実施します。
	日常生活や事業活動における悪臭の防止に資する取り組み等について、町民や事業者へ情報提供を行います。
	関係機関と連携を図りながら、悪臭関連情報の収集を行い、公害苦情相談に適切に対応し、その解決に努めます。

■騒音や悪臭等を防止するための環境指標

環境指標の項目	現状及び 基準年度実績値 (令和元年度)	達成目標 前期 (R6)	達成目標 中期 (R10)	達成目標 後期 (R14)
道路交通騒音の環境基準達成率	100%	100%	100%	100%
道路交通振動の要請限度達成率	100%	100%	100%	100%
臭気の規制基準値の達成状況	100%	100%	100%	100%
公害苦情件数 ・騒音に係る苦情件数 ・振動に係る苦情件数 ・悪臭に係る苦情件数	17 件 1 件 6 件	毎年、前年度より減らす		

【町民の取り組み（例）】

- 自動車利用中心の生活から、公共交通機関や徒歩、自転車を使った生活を心がけます。
- 駐車場での不要なアイドリングやクラクションの使用は行いません。
- 生活騒音について、近隣の迷惑にならないよう配慮します。

【事業者の取り組み（例）】

- 近隣の環境に配慮した作業時間を設定します。
- 従業員に対して、通勤や移動時の公共交通機関や徒歩、自転車の利用を促進します。
- 保有車の点検整備などの励行や、アイドリングストップなどのエコドライブを行います。
- 工場などで使用する機械などは低騒音型・低振動型のものを採用します。
- 防音機能の強化など、施設の改善に努めます。
- 深夜営業飲食店では防音施設を設置します。
- 建設・解体工事を行う際は、騒音、振動、粉じんを発生させないように努めるとともに、周辺住民に工事内容を記載した文書を配布し周知します。

【滞在者の取り組み（例）】

- 町内の移動にあたっては、公共交通機関や徒歩、自転車を利用します。
- 駐車場での不要なアイドリングやクラクションの使用は行いません。
- レジャーにおける騒音に配慮します。

1-3 災害・事故時等の生活環境対策を推進する

【町の取り組み】

1-3-1 有害化学物質の漏洩防止、災害・事故時等の拡散防止等における生活環境対策

施策の方向性	具体的な取り組み
有害化学物質の漏洩防止や、災害・事故時等の拡散防止を推進します	県と連携してダイオキシン類対策特別措置法等に基づく規制・基準の遵守について指導します。
	県と連携して工場・事業所等からの有害化学物質によるリスクを減らすため、PRTR制度の趣旨に基づく自主管理の徹底を図るよう指導します。
	農薬、除草剤等の適正使用や管理について指導に努めます。
	分別収集の徹底等適正な廃棄物処理を推進し、有害ごみによる汚染を未然に防止するように努めます。
	災害・事故時等における有害化学物質の拡散防止等について関係機関と共に適切に対応します。
有害化学物質等に係る情報収集、情報提供を図ります	町内におけるダイオキシン類に係る調査を実施します。
	放射性物質について、必要に応じた測定を行い安全性について監視するとともに、町民に対して情報提供を行います。

1-3-2 土壌汚染、地盤沈下の防止

施策の方向性	具体的な取り組み
土壌汚染、地盤沈下の防止を推進します	県と連携して土壌汚染、地盤沈下を防止するため、法令等に基づく規制、基準の遵守について指導します。
土壌汚染、地盤沈下に係る情報収集を行います	町内における地盤沈下に係る調査を実施します。
	事業所による地下水の揚水量、地下水位の状況を把握します。

■災害・事故時等の生活環境対策を推進するための環境指標

環境指標の項目	現状及び 基準年度実績値 (令和元年度)	達成目標 前期 (R6)	達成目標 中期 (R10)	達成目標 後期 (R14)
ダイオキシン類の 大気調査における最大値	最大値 0.031pg-TEQ/m ³	環境基準値 (0.6pg-TEQ/m ³) 以下の維持		
ダイオキシン類の 水質調査における最大値	最大値 0.28pg-TEQ/L	環境基準値 (1.0pg-TEQ/L) 以下の維持		
ダイオキシン類の 土壌調査における最大値	最大値 3.8pg-TEQ/g	環境基準値 (1,000pg-TEQ/g) 以下の維持		
ダイオキシン類の 底質調査における最大値	最大値 4.9pg-TEQ/g	環境基準値 (150pg-TEQ/g) 以下の維持		
地盤沈下の状況	2 cm以上沈下した 水準点なし (調査地点 20 地点)	年間 2 cm以上沈下した 水準点がないこと		

【町民の取り組み（例）】

- 災害発生時には、正確な情報の把握と冷静な行動を心がけます。
- 有機肥料・低農薬栽培の地場産の農産物を購入します。

【事業者の取り組み（例）】

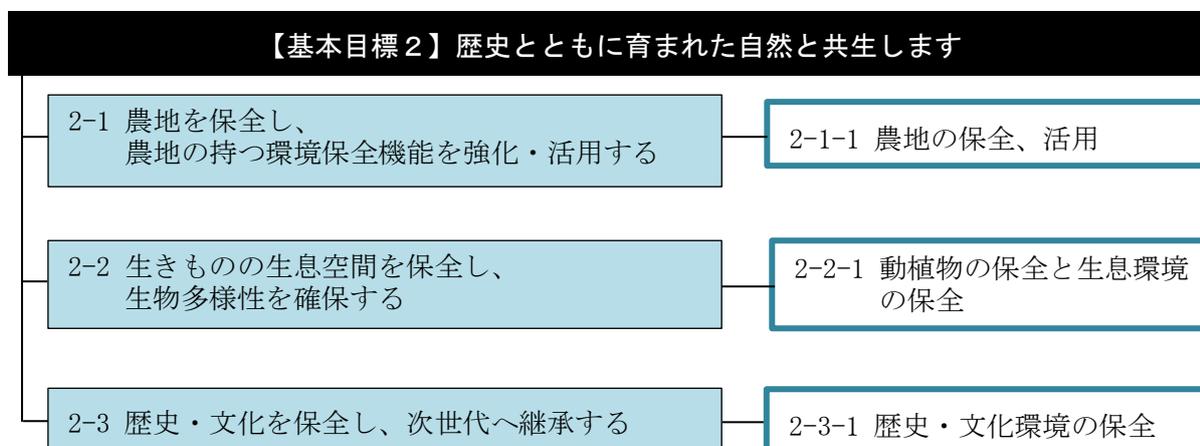
- 危険物や有害化学物質の適正管理を徹底します。
- 万一の事故発生に備えた、緊急連絡体制と被害拡大防止策の周知徹底を図ります。
- 土壌汚染の実態把握、原因究明に協力します。
- 農家は、有機肥料・低農薬栽培に努め、農薬・化学肥料使用量削減を目指します。
- 土壌汚染防止に関する規制を守ります。
- 土壌汚染の監視・測定の結果を見て、防止対策に取り組みます。
- 地下水汲み上げに関する規制を守ります。

【滞在者の取り組み（例）】

- 災害発生時には、正確な情報の把握と冷静な行動を心がけます。

【基本目標 2】 歴史とともに育まれた自然と共生します

(1) 取り組みの体系



【SDGs（持続可能な開発目標）との関連性】

本取り組みは SDGs のうち、「11. 住み続けられるまちづくりを」、「14. 海の豊かさを守ろう」、「15. 陸の豊かさを守ろう」、「17. パートナーシップで目標を達成しよう」に資する取り組みとなります。



※SDGs の「14. 海の豊かさを守ろう」について

本町には海がありませんが、河川環境を保全することは、海の豊かさを守ることにつながるため、関連する取り組みとして位置付けています。

※SDGs の「17. パートナーシップで目標を達成しよう」について

望ましい環境像を実現するための取り組みは、町・町民・事業者・滞在者のパートナーシップにより実施する必要があることから、すべての基本目標で位置付けています。

(2) 取り組みの内容

2-1 農地を保全し、農地の持つ環境保全機能を強化・活用する

【町の取り組み】

2-1-1 農地の保全、活用

施策の方向性	具体的な取り組み
貴重な自然資源である農地を保全します	遊休農地の解消に努めます。
	農地の認定農業者等への集約化を推進します。
	地域の農業育成と地場農産物の品質向上を推進します。
	地産地消を推進します。
	エコファーマー制度の登録・認定に関する普及啓発を推進します。
	家庭菜園の利用を促進します。
	農業体験を支援します。
農地の持つ環境保全機能を強化し、活用します	環境保全型農業を推進します。
	農地の持つ、生物多様性・貯水・気温調整等の役割を活用します。

■農地を保全し、農地の持つ環境保全機能を強化・活用するための環境指標

環境指標の項目	現状及び 基準年度実績値 (令和元年度)	達成目標 前期 (R6)	達成目標 中期 (R10)	達成目標 後期 (R14)
遊休農地面積	3.47ha	3.3ha	3.2ha	3.1ha
農産物直売施設数	24箇所	24箇所(現状維持)		
家庭菜園区画数	179区画	179区画(現状維持)		
エコファーマー認定農家数	5戸	5戸(現状維持)		

【町民の取り組み(例)】

- 地元の農産物を積極的に購入します。
- 農産物直売所を積極的に利用します。
- 家庭菜園を積極的に利用します。
- 寒川の農業に関わるイベントに参加します。
- 農業体験等への参加を通じて農業への理解を深めます。
- 遊休農地の有効活用に協力します。

【事業者の取り組み(例)】

- 農業後継者の育成に努めます。
- 安全な食料の生産と流通に努めます。
- 店舗で、地元の安全な農産物を取り扱います。
- 農産物のPRなどにより、農産物の地域内流通を進めます。
- 遊休農地の有効活用に協力します。

- 観光農園などを設置し、新たな農業を展開します。
- 農業の振興のための積極的なPRを図ります。
- 無農薬・低農薬栽培や有機栽培に積極的に取り組みます。

【滞在者の取り組み（例）】

- 寒川産の農産物を積極的に購入します。
- 農産物直売所を積極的に利用します。
- 寒川の農業に関わるイベントに参加します。



写真一之宮愛児園の園児を対象とした芋の苗植え・収穫体験

2-2 生きものの生息空間を保全し、生物多様性を確保する

【町の取り組み】

2-2-1 動植物の保全と生息環境の保全

施策の方向性	具体的な取り組み
多様な生物が生息・生育する環境を保全・創出します	寒川町みどりの基本計画に基づき緑や水辺を保全・創出します。
	緑地・河川・湧水等の自然環境の維持・保全に努めます。
	自然観察ができる場所の整備に努めます。
	保存樹林・樹木指定制度等による樹林・樹木の保全に努めます。
	町民参加による樹林・樹木の維持・管理活動への支援を行います。
	外来種や有害鳥獣に対する取り組みを進めます。
	緑地の保全やまちの中の緑化を推進します。
まちの自然を知り、触れ合い、保全する意識の向上を図ります	定期的に町内の動植物の生息・生育状況を調査します。
	樹林地や樹木の分布に関する実態を把握します。
	自然とふれあう散策路を整備します。
	自然観察会の開催など、野生動植物に関する情報を提供し知識の普及を進めます。
環境教育・環境学習を推進します	環境教育・学習に係る先進的な取り組み事例を研究し、学校や家庭、地域での取り組みに反映します。
	学校への環境学習に係る出前授業、教材提供を行います。
	環境イベントの実施や環境に関する講演会などを実施します。

■生きものの生息空間を保全し、生物多様性を確保するための環境指標

環境指標の項目	現状及び 基準年度実績値 (令和元年度)	達成目標 前期 (R6)	達成目標 中期 (R10)	達成目標 後期 (R14)
自然環境保全地域面積	11.1ha	11.1ha (現状維持)		
保存樹林面積	15,338 m ²	15,338 m² (現状維持)		
保存樹木指定本数	47本	48本	49本	50本
環境学習講座や自然観察会への参加人数	3,756人	3,800人	3,850人	3,900人

【町民の取り組み（例）】

- 野生動植物の生育・生息に重要な場所の保護・管理に協力します。
- 自然の豊かな場所は荒らさないようにします。
- 自然観察会などに積極的に参加し、生きものに関する知識を高めます。
- 緑化にあたっては、地域の生態系や気候に適した植物種を選びます。
- ペットや観賞目的の生きものを野生化させたり、魚や昆虫などを他の地域から移入しません。
- 保存樹林・保存樹木の保全に協力します。
- 緑地保護のための基金に協力します。
- 樹林地の重要性を学び、子どもたちとともに環境学習に参加します。
- 野生動植物の分布や生態調査に協力します。
- 「さむかわ生き物かんさつマップ」を活用して、本町の生きものを観察します。
- アライグマやハクビシン、スクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）などの外来種の駆除に協力します。

【事業者の取り組み（例）】

- 開発にあたっては、野生動植物への影響調査を行い、適切な保全対策を行います。
- 建設、土木工事は、生態系に配慮した工法や時期を選択します。
- 工事によって改変される自然は可能な限り工事完了後には復元します。
- 緑化にあたっては、地域の生態系や気候に適した植物種を選びます。
- 敷地内の樹林や水辺は、できる限り保全します。
- 地域の自然やみどりの保全活動に協力します。
- 緑地保護のための基金に協力します。
- 敷地内に残る自然や植樹したみどりを開放するなど、地域の自然との触れ合いの場、環境学習の場としての活用に関心を持ちます。

【滞在者の取り組み（例）】

- 野生動植物の生育・生息に重要な場所の保護・管理に協力します。
- 自然の豊かな場所は荒らさないようにします。



写真—スクミリンゴガイ

※スクミリンゴガイ

俗にジャンボタニシと呼ばれる外来種の巻貝で、もともとは食用として日本に持ち込まれ、養殖場から流出して野生化したと言われています。

雑食性で柔らかい物を好むことから、特に田植え直後の苗（生長して堅くなった稲は食べない）や、れんこんの若芽を食べ散らかします。

2-3 歴史・文化を保全し、次世代へ継承する

【町の取り組み】

2-3-1 歴史・文化環境の保全

施策の方向性	具体的な取り組み
貴重なまちの歴史・文化を保全します	重要文化財や埋蔵文化財を保全します。
	本町の貴重な文化遺産を保護・継承していくために、町民の郷土の歴史や伝統に対する理解を深めるとともに、文化財に対する愛護意識の啓発・普及を図ります。
	本町の歴史に関する資料を調査、収集、保存し、講座や企画展示の開催、刊行物の発行等の情報発信を行い、その活用を図ります。

■ 歴史・文化を保全し、次世代へ継承するための環境指標

環境指標の項目	現状及び 基準年度実績値 (令和元年度)	達成目標 前期 (R6)	達成目標 中期 (R10)	達成目標 後期 (R14)
町内の指定・登録文化財の件数	22 件	25 件	26 件	27 件
普及啓発活動等の参加者数	200 人	220 人	240 人	260 人

【町民の取り組み（例）】

- 文化財への理解を深め、指定・登録文化財の保護に協力するとともに、本町の歴史・文化について知識を深めます。

【事業者の取り組み（例）】

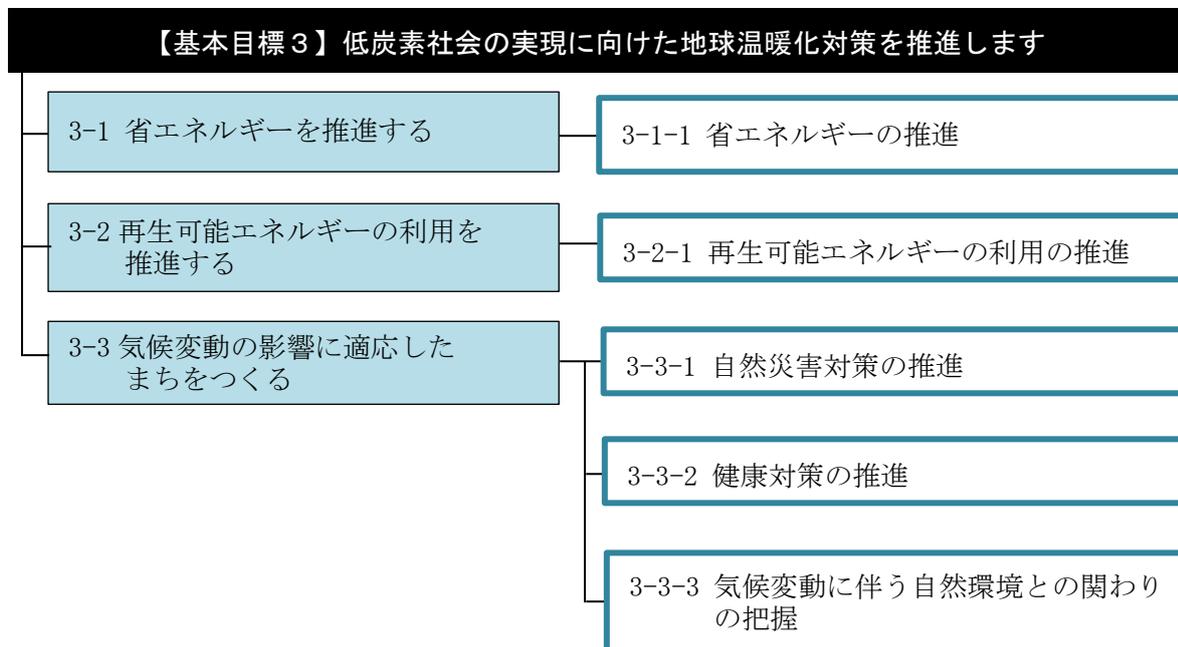
- 文化財への理解を深め、指定・登録文化財の保護に協力します。

【滞在者の取り組み（例）】

- 文化財への理解を深め、指定・登録文化財の保護に協力するとともに、本町の歴史・文化について知識を深めます。

【基本目標 3】 低炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策を推進します

(1) 取り組みの体系



【SDGs（持続可能な開発目標）との関連性】

本取り組みは SDGs のうち、「3. すべての人に健康と福祉を」、「7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、「11. 住み続けられるまちづくりを」、「12. つくる責任つかう責任」、「13. 気候変動に具体的な対策を」、「17. パートナーシップで目標を達成しよう」に資する取り組みとなります。



※SDGsの「17. パートナーシップで目標を達成しよう」について

望ましい環境像を実現するための取り組みは、町・町民・事業者・滞在者のパートナーシップにより実施する必要があることから、すべての基本目標で位置付けています。

(2) 取り組みの内容

3-1 省エネルギーを推進する

【町の取り組み】

3-1-1 省エネルギーの推進

施策の方向性	具体的な取り組み
町民・事業者に対する省エネルギーに対する意識啓発を推進します	町民や事業者に対して、広報や町ホームページによる省エネルギーの意識啓発を図ります。
	エネルギー利用の見える化を促進します。
	中小事業所の環境マネジメントシステムの認証取得を支援します。
	湘南エコウェーブプロジェクトによる藤沢市・茅ヶ崎市と連携した各種取り組みを推進します。
町の事務事業における省エネルギーを推進します	地球温暖化対策実行計画（行政編）に基づく省エネルギー行動の徹底を図ります。（空調や照明の適正管理、節水等）
	公共施設の省エネ診断を実施します。
	公共施設におけるエネルギー利用の見える化を推進します。
	公用車におけるエコドライブ等を推進するとともに、更新の際にはより低公害な自動車への移行を行います。
	町の実態に即した独自の環境マネジメントシステムの導入を検討します。
省エネ機器の導入を推進します	公共施設における省エネ機器（設備、事務機器）の導入を推進します。
	家庭や事業所における省エネ機器の導入を進めます。



写真－親子環境バスツアー（湘南エコウェーブプロジェクト）

■省エネルギーを推進するための環境指標

環境指標の項目	現状及び 基準年度実績値 (令和元年度)	達成目標 前期 (R6)	達成目標 中期 (R10)	達成目標 後期 (R14)
町の事務事業に伴う電気使用量	5,426MWh (H25実績を基準)	5,317MWh	5,209MWh	5,100MWh
町の事務事業に伴うCO ₂ 排出量	2,681t-CO ₂ (H25実績を基準)	2,252 t -CO ₂	1,823 t -CO ₂	1,394 t -CO ₂
上水使用量	5,992 千m ³	現状以下の維持		

※「町の事務事業に伴う電気使用量」、「町の事務事業に伴うCO₂排出量」における基準年度は、第2次寒川町地球温暖化対策実行計画（行政編）の基準年度と整合を図っています。

※第2次寒川町地球温暖化対策実行計画（行政編）の基準年度については、国の地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）の基準年度に即して、平成25年度（2013年度）としています。

【町民の取り組み（例）】

- 使用していない家電製品のコンセントを抜くなど、生活における省エネルギー行動を心がけます。
- 家電製品を購入する際には、省エネルギー型を選択します。(LED照明など)
- 日常生活での節水を心がけます。
- 図書館や公民館をクールシェアスポットとして利用します。
- 自動車利用中心の生活から、公共交通機関や徒歩、自転車を使った生活を心がけます。
- 自動車を運転するときはアイドリングストップなどのエコドライブを心がけます。

【事業者の取り組み（例）】

- 過度の電飾や冷暖房を控えるなど、事業所単位での省エネルギーを促進します。
- 環境マネジメントシステムの構築導入を目指します。
- 省エネルギー型の機械・設備を積極的に導入します。
- クールビズ、ウォームビズに取り組みます。
- 従業員に対して、通勤や移動時の公共交通機関や徒歩、自転車の利用を促進します。
- 保有車の点検整備の励行や、アイドリングストップなどのエコドライブを行います。

【滞在者の取り組み（例）】

- 町内の移動にあたっては、公共交通機関や徒歩、自転車を利用します。
- 自動車を運転するときは、アイドリングストップなどのエコドライブを心がけます。

3-2 再生可能エネルギーの利用を推進する

【町の取り組み】

3-2-1 再生可能エネルギーの利用の推進

施策の方向性	具体的な取り組み
家庭や事業所における再生可能エネルギーの利用促進に努めます	太陽光発電設備の普及促進に係る周知啓発を図ります。
	再生可能エネルギーの導入に関する国や県の補助制度等の情報を収集し町民や事業者に広く情報提供するとともに、町独自の補助制度の検討を進めます。
公共施設における再生可能エネルギーの活用を図ります	公共施設における太陽光発電などの再生可能エネルギー設備の設置を検討します。
	再生可能エネルギーの導入に関する国や県の補助制度等の情報を収集し、公共施設への導入にあたって、活用が可能か検討します。

■再生可能エネルギーの利用を推進するための環境指標

環境指標の項目	現状及び 基準年度実績値 (令和元年度)	達成目標 前期 (R6)	達成目標 中期 (R10)	達成目標 後期 (R14)
町の公共施設における太陽光発電設備利用施設数	10 箇所	11 箇所以上		
新規				

【町民の取り組み（例）】

- 再生可能エネルギーに関心を持ち、利用するよう心がけます。
- 家に太陽光発電など再生可能エネルギーが利用できるか調べてみるなど、導入を検討します。

【事業者の取り組み（例）】

- 工場廃熱など未利用エネルギーの有効利用を行います。
- 事業活動において、太陽光発電など再生可能エネルギーを積極的に導入し利用します。

3-3 気候変動の影響に適応したまちをつくる

【町の取り組み】

3-3-1 自然災害対策の推進

施策の方向性	具体的な取り組み
水害対策を推進します	河川や水路の改修、排水施設の整備、雨水流出抑制対策等を推進します。
	下水道管や貯留施設等の適切な維持管理を行います。
	雨水幹線等の整備を行います。
	町民・事業者へ洪水ハザードマップ等の周知徹底を図ります。
水害に関する防災意識の向上を図ります	地域の自主防災組織の育成を促進し、防災訓練などを通じて、町民の水害に関する防災意識の向上を図ります。

3-3-2 健康対策の推進

施策の方向性	具体的な取り組み
熱中症対策を推進します	小中学校、 福祉施設 等におけるエアコン設置を完備するとともに、適切な温度設定と機器の維持管理に努めます。
	熱中症予防に係る情報提供や学習講座の開催を推進します。
感染症対策を推進します	感染症リスクに関する情報提供を行います。
	学校や保育所等における児童や園児の手洗い励行や給食の衛生管理の徹底を図ります。

3-3-3 気候変動に伴う自然環境との関わりの把握

施策の方向性	具体的な取り組み
生態系の変化を把握します	定期的に町内の動植物の生息・生育状況を調査します。【再掲】
	気候変動と生態系の変化に係る情報収集と提供に努めます。

■気候変動の影響に適応したまちをつくるための環境指標

環境指標の項目	現状及び 基準年度実績値 (令和元年度)	達成目標 前期 (R6)	達成目標 中期 (R10)	達成目標 後期 (R14)
自主防災訓練の実施回数	21回	22回		

【町民の取り組み（例）】

- 熱中症対策アプリなどを活用し、予防に努めます。
- 気候の変化に応じた居住環境の選択やライフスタイルの工夫を心がけます。
- 洪水ハザードマップ等を把握します。
- 防災グッズを準備します。
- 地域の防災活動に参加します。
- 身の回りの除菌やマスク着用等の感染症対策を行います。

【事業者の取り組み（例）】

- 食料や飲料水、生活必需品の備蓄を行います。
- 災害時の物流ルートや燃料供給に関して検討します。
- 事業活動における熱中症対策を徹底します。
- 事業所内における感染症対策を徹底します。

【滞在者の取り組み（例）】

- 熱中症対策アプリなどを活用し、予防に努めます。
- 身の回りの除菌やマスク着用等の感染症対策を行います。



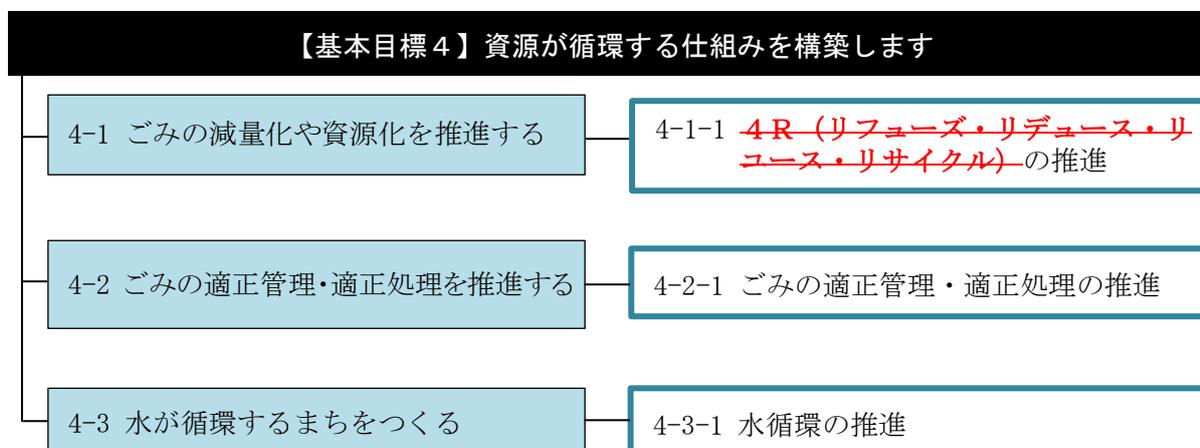
写真－寒川町洪水ハザードマップ



写真－寒川町総合防災訓練

【基本目標 4】 資源が循環する仕組みを構築します

(1) 取り組みの体系



【SDGs（持続可能な開発目標）との関連性】

本取り組みは SDGs のうち、「11. 住み続けられるまちづくりを」、「12. つくる責任 つかう責任」、「17. パートナリーシップで目標を達成しよう」に資する取り組みとなります。



※SDGs の「17. パートナリーシップで目標を達成しよう」について

望ましい環境像を実現するための取り組みは、町・町民・事業者・滞在者のパートナーシップにより実施する必要があることから、すべての基本目標で位置付けています。

(2) 取り組みの内容

4-1 ごみの減量化や資源化を推進する

【町の取り組み】

4-1-1 ~~4R（リデュース・リデュース・リユース・リサイクル）~~の推進

施策の方向性	具体的な取り組み
ごみの発生量を抑制します	生ごみ処理器（機）を普及推進するための広報を拡大します。
	生ごみ処理器の購入補助等によるごみ減量化を推進します。
	学校給食の残りの堆肥化など、学校での率先的なごみ減量化を推進します。
	プラスチックごみ（レジ袋）の削減につながるマイバック運動を推進します。
	可燃ごみ及び廃プラスチック製容器包装の有料袋の継続及び見直しを推進します。
	事業者に対するごみの削減を周知啓発し指導を強化します。
	食品ロスを削減するための取り組みを推進します。（3010 運動等）
	ごみの発生抑制やリサイクルに関する児童向け及び自治会等への環境学習や出前講座へ職員を派遣します。
	食品ロス削減などの協力店を充実させます。
リユース・リサイクルを推進します	フリーマーケットの開催による不用品再利用を促進します。
	不用品登録制度を推進します。
	機関紙などを通じてより分かりやすいごみの出し方を周知啓発するとともに指導を行います。
	廃棄物の回収・再資源化を促進します。
	家畜が排出する排泄物のリサイクルを促進します。



写真－消滅型生ごみ処理器「キエーロ」



写真－ニコニコリサイクルフリーマーケット

■ごみの減量化や資源化を推進するための環境指標

環境指標の項目	現状及び 基準年度実績値 (令和元年度)	達成目標 前期 (R6)	達成目標 中期 (R10)	達成目標 後期 (R14)
一人1日当たりのごみ排出量	784g	729g	725g	721g
一人1日当たりの家庭系ごみ 排出量	612g	457g	453g	449g
リサイクル率	27.6%	33.3%	35.8%	39.9%
一般廃棄物の年間総排出量	13,888t	12,598t	12,528t	12,459t
フリーマーケットの出店数	186店舗	238店舗の維持 -(238店舗は、H27年度～R元年度の平均値)-		
「不用品登録制度」の年間利 用件数(※成立した件数)	31件	34件	37件	40件

【町民の取り組み(例)】

- 生ごみ3キリ運動(使いキリ、食べキリ、水キリ)を実践します。
- 買い物時にはマイバッグを持参し、レジ袋削減などのリフューズ・リデュースを実践します。
- 焼却灰の削減のため、可燃ごみの減量を心がけます。
- 食品ロスをなくします。
- リサイクルショップやフリーマーケットを利用します。
- 資源物は必ず分別して出します。
- リサイクル活動へ参加します。
- 電気製品を廃棄する際、家電リサイクル法に基づく適切な回収ルートを利用します。

【事業者の取り組み(例)】

- 毎月のごみ量を把握し、削減に努めます。
- 食品ロス削減などの協力店に参加します。
- リユース可能なものは、リユースを心がけます。
- レジ袋の削減や、過剰包装を行わないように努めます。
- 廃棄物は可能な限り資源物としてリサイクルします。

【滞在者の取り組み(例)】

- 買い物時にはマイバッグを持参し、レジ袋削減などのリフューズ・リデュースを実践します。
- 食品ロスをなくします。

4-2 ごみの適正管理・適正処理を推進する

【町の取り組み】

4-2-1 ごみの適正管理・適正処理の推進

施策の方向性	具体的な取り組み
ごみの適正管理を推進します	ごみの収集回数の適正化に努めます。
ごみの適正処理を推進します	広域化計画に基づく廃棄物の適正処理を推進します。
	農業用廃棄物の適正処理を支援します。

■ごみの適正管理・適正処理を推進するための環境指標

環境指標の項目	現状及び 基準年度実績値 (令和元年度)	達成目標 前期 (R6)	達成目標 中期 (R10)	達成目標 後期 (R14)
違反ごみの収集量	5,114kg	4,900kg	4,700kg	4,500kg

【町民の取り組み（例）】

- ごみ処理のルールを守ります。

【事業者の取り組み（例）】

- ごみは法令に基づき適正に処理します。

【滞在者の取り組み（例）】

- ごみ処理のルールを守ります。



写真一 ごみの収集作業風景

4-3 水が循環するまちをつくる

【町の取り組み】

4-3-1 水循環の推進

施策の方向性	具体的な取り組み
まちづくりにおける水循環を推進します	農地・樹林地を保全し、地下水の涵養を図ります。
	雨水の敷地内浸透の促進を図ります。
	道路排水の地下浸透を図ります。
	雨水貯留槽の設置や、浄化槽の転用を進め、雨水利用を促進します。
地下水に係る情報収集、情報提供を推進します	地下水の揚水量、地下水位の状況を把握します。【再掲】

■水が循環するまちをつくるための環境指標

環境指標の項目	現状及び 基準年度実績値 (令和元年度)	達成目標 前期 (R6)	達成目標 中期 (R10)	達成目標 後期 (R14)
雨水貯留施設設置助成件数 (平成 24 年度以降の累計)	35 件	55 件	71 件	87 件

【町民の取り組み（例）】

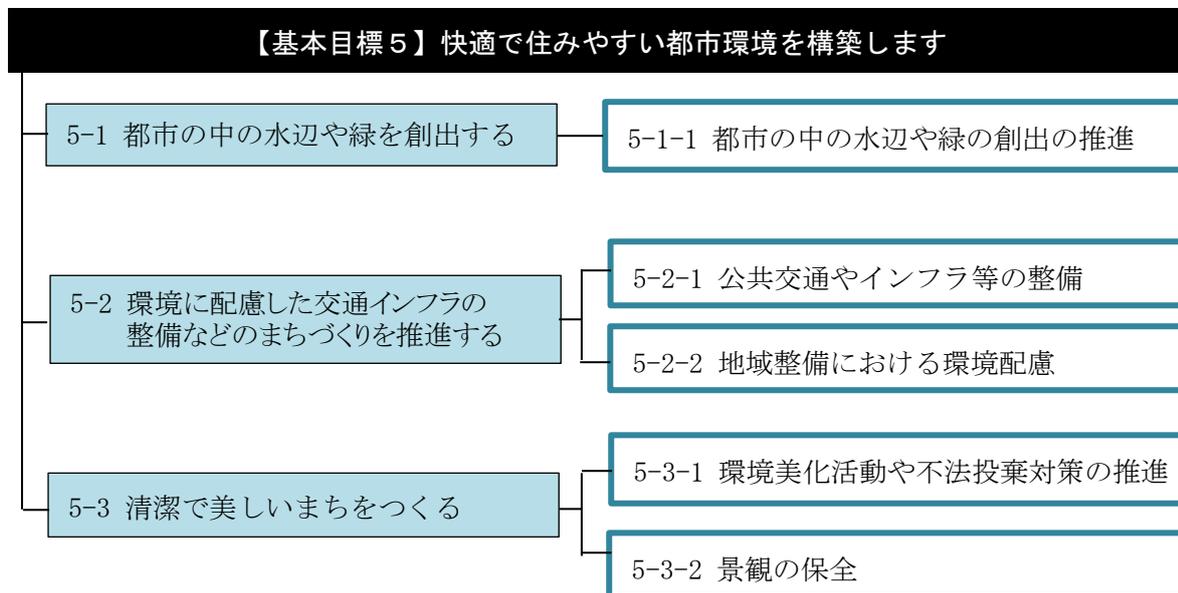
- 屋敷林を保全し、地下水の涵養に努めます。
- 雨水貯留槽などを設置し、雨水を散水などに利用します。
- 雨水浸透枡を設置し、宅地内の雨水浸透に努めます。

【事業者の取り組み（例）】

- 雨水貯留設備の導入などにより雨水を有効に活用します。
- 雨水浸透枡の設置などにより、地下水の涵養に努めます。
- 掘削工事にあたっては地下水保全対策を十分に行います。

【基本目標5】 快適で住みやすい都市環境を構築します

(1) 取り組みの体系



【SDGs（持続可能な開発目標）との関連性】

本取り組みは SDGs のうち、「3. すべての人に健康と福祉を」、「7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、「11. 住み続けられるまちづくりを」、「13. 気候変動に具体的な対策を」、「14. 海の豊かさを守ろう」、「15. 陸の豊かさも守ろう」、「17. パートナーシップで目標を達成しよう」に資する取り組みとなります。



※SDGsの「14. 海の豊かさを守ろう」について

本町には海がありませんが、河川環境を保全することは、海の豊かさを守ることにつながるため、関連する取り組みとして位置付けています。

※SDGsの「17. パートナーシップで目標を達成しよう」について

望ましい環境像を実現するための取り組みは、町・町民・事業者・滞在者のパートナーシップにより実施する必要があることから、すべての基本目標で位置付けています。

(2) 取り組みの内容

5-1 都市の中の水辺や緑を創出する

【町の取り組み】

5-1-1 都市の中の水辺や緑の創出の推進

施策の方向性	具体的な取り組み
公共施設における緑の創出を推進します	公園整備、維持管理を進めます。
	街路樹など、緑地帯の適切な維持・管理を進めます。
	公共施設の緑化を進めます。
町民・事業者の緑の創出を促進します	町民・事業者による緑化活動を推進します。
	開発時などにおける緑化を指導します。
潤いある水辺の創出を推進します	河川改修工事において、関係機関へ必要に応じ環境配慮を求めます。
	農業用排水路などの整備において、水辺環境に配慮します。
	町内の湧水地を保全し、活用方法を検討します。
	河川沿道の緑道化を推進します。

■都市の中の水辺や緑を創出するための環境指標

環境指標の項目	現状及び 基準年度実績値 (令和元年度)	達成目標 前期 (R6)	達成目標 中期 (R10)	達成目標 後期 (R14)
都市計画区域面積に対する緑地の割合	28.2%	28.2% (現状維持)		
1人当たりの公園面積	3.9 m ²	3.9 m ²	4.0 m ²	4.1 m ²
緑化活動ボランティア数	12人	16人	20人	24人
河川を活用した事業実施回数 (他団体との連携を含む)	13回	17回の維持 (17回は、H27年度～R元年度の平均値)		
小出川の多自然型河川工法等による整備延長	2,692.9m	現状より増やす		
親水護岸の箇所数	2箇所	2箇所 (現状維持)		

【町民の取り組み (例)】

- 街路樹や公園などの緑を管理するための地域活動に参加します。
- 庭などに草木を植え、ブロック塀を生垣にするなど、敷地内の緑を増やします。
- 水辺環境の維持管理活動へ積極的に参加します。
- 河川沿いの散策などを通じて水辺への理解を深めます。
- 河川を汚さないようにします。
- 河川の清掃活動に協力します。
- 遊歩道など水辺とふれあえる場所を積極的に利用します。

【事業者の取り組み（例）】

- 地域の緑化活動について積極的に参加・支援します。
- 街路樹や公園などの緑を管理するための地域活動に参加します。
- 敷地内の緑化に努めます。
- 水辺環境の維持管理活動へ積極的に参加します。
- 河川の清掃活動に協力します。

【滞在者の取り組み（例）】

- 河川を汚さないようにします。
- 水辺を利用した際には、ごみの持ち帰りを行います。

2019年度 寒川町 湧水調査



湧水地点(写真)
寒川町西岡田地区 私有地内の自噴水

2020年1月8(水)・21日(火)
・寒川町環境課
・さむかわエコネット

写真－湧水調査報告書



写真－湧水調査風景

5-2 環境に配慮した交通インフラの整備などのまちづくりを推進する

【町の取り組み】

5-2-1 公共交通やインフラ等の整備

施策の方向性	具体的な取り組み
利便性が高く、環境負荷の低減へ繋がる公共交通、インフラ整備を推進します	安全で歩きやすい歩道の整備を進めます。
	自転車が利用しやすい環境づくりを推進します。
	不法占有物や放置自転車に関する取り組みを行います。
	幹線道路網の整備により、生活道路への通過交通量を削減します。 【再掲】
	道路の維持補修等による道路面の適正な維持・管理に努めます。【再掲】
	日常の通勤・通学や買い物などで利用しやすい交通ネットワークを形成します。
	公共駐輪場の利便性を向上し、自転車利用を促進します。
	まちの公共交通機関の充実を図るとともに、公共交通機関の利用を促進します。
サイクルアンドバスライドの利用を促進します。	

5-2-2 地域整備における環境配慮

施策の方向性	具体的な取り組み
新たなまちづくりにあたって環境配慮に努めます	ツインシティ倉見地区の整備にあたっては周辺の既存農地や自然環境との調和に配慮するとともに、地球環境にやさしい環境共生都市の実現を目指します。

■環境に配慮した交通インフラの整備などのまちづくりを推進するための環境指標

環境指標の項目	現状及び 基準年度実績値 (令和元年度)	達成目標 前期 (R6)	達成目標 中期 (R10)	達成目標 後期 (R14)
町道維持工事着手率 (90 路線)	93.3%	96.6%	98.9%	100%

【町民の取り組み (例)】

- 住民参加のまちづくりに参加します。
- サイクルアンドバスライドの設置箇所を把握し活用します。
- 自動車利用中心の生活から、公共交通機関や徒歩、自転車を使った生活を心がけます。
- 路上などに自転車を放置せず、駐輪場を利用します。

【事業者の取り組み（例）】

- 新たなまちづくりに関心を持ち、事業者として協力します。
- 従業員に対して、通勤や移動時の公共交通機関や徒歩、自転車の利用を促進します。

【滞在者の取り組み（例）】

- 町内の移動にあたっては、公共交通機関や徒歩、自転車を利用します。



写真ーコミュニティバス（もくせい号）

5-3 清潔で美しいまちをつくる

【町の取り組み】

5-3-1 環境美化活動や不法投棄対策の推進

施策の方向性	具体的な取り組み
散乱ごみ対策を推進します	ごみ集積場での散乱を防止します。
	ポイ捨て防止の啓発を進めます。
不法投棄対策を推進します	不法投棄パトロールを実施します。
	不法投棄箇所における看板設置などによる意識啓発活動を推進します。
環境美化活動を促進します	寒川町住みよい環境を守り育てるまちづくり条例に基づくまちの美化活動を推進します。
	自治会・企業・学校などでの環境美化活動等を支援します。
	まちぐるみ美化運動や河川美化キャンペーンなどの取り組みを推進します。
	ペットの適正な飼養方法について啓発します。(ペットの糞の放置禁止等)

5-3-2 景観の保全

施策の方向性	具体的な取り組み
まちなかにおける美しい景観を創出します	寒川駅周辺における緑の空間の維持を推進します。
	遊休農地等を活用した景観作物の栽培などを進めます。
	市街地開発事業に併せ地区整備計画を策定し、秩序ある土地利用を図ります。
新たなまちづくりにおける美しい景観を形成します	ツインシティ倉見地区、田端西地区の整備など新たなまちづくりにあたっては、周辺環境と調和する景観を形成します。



写真－相模川美化キャンペーン（左：開会式 右：ごみ収集）

■清潔で美しいまちをつくるための環境指標

環境指標の項目	現状及び 基準年度実績値 (令和元年度)	達成目標 前期 (R6)	達成目標 中期 (R10)	達成目標 後期 (R14)
不法投棄パトロールによる不法投棄箇所確認	3箇所	2箇所	1箇所	0箇所
自主的な環境美化活動の回数	50回	55回	60回	65回
環境美化活動の参加人数 (美化キャンペーン △の参加も含む)	4,580人	4,600人	4,650人	4,700人
環境美化活動の実施団体等	41団体	46団体	49団体	52団体
さむかわエコネットの環境活動における参加人数(目久尻川クリーン作戦)	187人	200人	215人	230人

【町民の取り組み(例)】

- ごみのポイ捨てはしません。
- 土地所有者として不法投棄をされないよう対策に努めます。
- ごみの不法投棄防止のための情報提供に協力します。
- 周りに迷惑をかけない適正なペットの飼養を行います。
- 地域の清掃活動に参加します。
- 自宅周辺の清掃を行い、景観の維持に努めます。

【事業者の取り組み(例)】

- 産業廃棄物の不法投棄はしません。
- ごみの不法投棄防止のための情報提供に協力します。
- 環境美化活動に率先して取り組みます。
- 歩道などの道路上で、歩行の妨げになる看板などは設置しません。

【滞在者の取り組み(例)】

- ごみ捨てマナーを守り、景観の維持に努めます。

第5章 重点プロジェクト

1. 重点プロジェクトの考え方

本計画では、第3章で示した町が目指す望ましい環境像「環境と人が共生し、次世代まで良好な環境が受け継がれ“新化”するまち さむかわ」を第4章で示した取り組みにより実現するものです。

一方で、本計画は令和14年度を目標とした12年間の長期的な計画となります。このため、速いスピードで変化する環境を取り巻く社会情勢を勘案すると、着実な進行管理のもと、その時々
の情勢に見合った環境対策をフレキシブルに講じていく必要があります。

~~そこで、現在の社会情勢や町の環境課題を勘案した課題を踏まえ、本計画の前期期間である令和3年度から令和6年度の4年間で、着実に実施する町の取り組みを位置付けた重点プロジェクトを設定します。~~

重点プロジェクト設定にあたっての考え方を以下に示します。

- ・重点プロジェクトのテーマは、本計画の期間内のうち、前期、中期、後期の各期間（各4年間）で、その時々
の情勢や町の環境に係る課題に対して重点的に実施するべき事項について位置付けるものとする。
- ~~・本計画書では、前期期間の重点プロジェクトのみを示すが、中期、後期の各重点プロジェクトの変更に伴う計画書の変更は行わず、各期の前年度に作成する環境報告書の中で位置付けるものとする。~~
- ・重点プロジェクトのテーマ及び取り組みの数は問わないものとする。
- ・重点プロジェクトに基づく取り組みは4年間のうち、毎年の数値管理目標を設定するものとし、毎年の進行管理において進捗状況を確認する。

本計画 では、

「水辺を中心としたまちをきれいにしよう！プロジェクト」

~~「二酸化炭素排出実質ゼロのまちキックオフ！プロジェクト」~~

の2つのプロジェクトを設定します。

これらのプロジェクトを設定した背景を次頁以降に示します。

2. 前期期間における重点プロジェクト

町民を対象に実施したアンケート調査結果では、身近に感じる公害問題として「川や水路などの汚れや臭い」が多く挙げられ、汚れや臭いの要因として「ごみが捨てられているため」と感じていることがわかりました。

自然環境に対しては「川や水路などの水辺」、「樹林地などの緑」、「野生動植物」などいずれも満足度は高めではあるものの、自然環境を保全する上で不十分と思っていることとして「河川の水質をきれいにする取り組み」が比較的多く挙げられています。

第2次計画では、重点プロジェクトのひとつとして、「きれいな河川の再生」を挙げていましたが、目久尻川が比較的良好的な状態となった一方で、小出川では依然として水質改善が必要な状態が続いています。

小出川の水質改善にあたっては、町のみならず近隣市町村や、国、県との連携による取り組みが必要不可欠ですが、アンケート調査結果にあるように、河川や用水路にごみを捨てないことなど、私たちの日常生活や事業活動の中での足元からの取り組みも重要です。

これらの状況を踏まえ、本計画では重点プロジェクトのテーマのひとつとして、以下に示すテーマを設定し、小出川をはじめとする町内の河川や用水路の水質改善と美化活動の推進を目指します。

水辺を中心としたまちをきれいにしよう！プロジェクト

【SDGs（持続可能な開発目標）との関連性】

本重点プロジェクトはSDGsのうち、特に「11.住み続けられるまちづくりを」に資する取り組みとなります。また、「14.海の豊かさを守ろう」、「17.パートナーシップで目標を達成しよう」にも資する取り組みとなります。



※SDGsの「14.海の豊かさを守ろう」について

本町には海がありませんが、河川環境を保全することは、海の豊かさを守ることにつながるため、関連する取り組みとして位置付けています。

※SDGsの「17.パートナーシップで目標を達成しよう」について

重点プロジェクトを推進するための取り組みは、町・町民・事業者・滞在者のパートナーシップにより実施する必要があることから、すべての重点プロジェクトで位置付けています。

身近な環境課題としては、前述の川や水路の汚れが挙げられますが、世界に視野を広げると、異常気象や地球温暖化などの気候変動に係る問題が挙げられます。

我が国においても、近年の異常気象に端を発する風水害の頻発化・甚大化は、地球温暖化に伴う気候変動の顕在化による影響と危惧されています。

平成 27 年（2015 年）に合意されたパリ協定では、「産業革命前からの世界の平均気温上昇を 2℃未満に抑え、可能ならば 1.5℃未満に抑える努力をする」との目標が国際的に広く示されました。平成 30 年（2018 年）に公表された IPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書では、この目標を達成するために、「令和 32 年（2050 年）までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする必要がある」と示されました。

このような中で、気候変動問題は私たち一人一人はもちろん、地球上に生きる全ての生きものにとっての喫緊の課題であるとし、我が国では、自治体レベルにおいて、2050 年に温室効果ガスの排出量又は二酸化炭素を実質ゼロ[※]にする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指す取り組みを推奨しています。これには **令和 3 年 3 月現在、全国で 317 自治体** が表明しています。

町では、これまでも公共施設を中心とした省エネ対策等や、寒川広域リサイクルセンター、健康管理センター、小中学校での太陽光発電システム及び蓄電池の設置、町役場の全庁舎で LED 照明の導入を行う **など、**

低炭素社会の実現に向けて様々な地球温暖化対策を実施してきました。

これらの取り組みにより、町の事務事業に伴う温室効果ガス排出量は削減されてきたものの、今後の更なる排出量の削減に向けた取り組みを行う必要があります。

また、町全体におけるライフスタイルや事業活動を含めた、ハード、ソフトの両面からの大きな変革が必要になると考えられます。

これらの状況を踏まえ、前述の「水辺を中心としたまちをきれいにしよう！プロジェクト」に加えて、**以下に示すテーマを設定し、前期期間を長期的な視点で実現する二酸化炭素排出実質ゼロのまちをつくる準備をするためのキックオフ期間とした取り組みを推進します。**

なお、ここでいう「キックオフ」とは、二酸化炭素排出実質ゼロに向けた準備期間における取り組みを「開始」という意味であり、町全体にこの取り組みを広げていくためのスタートラインとして位置付けています。

※排出実質ゼロ：CO₂などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること。

二酸化炭素排出実質ゼロのまちキックオフ！プロジェクト

【SDGs（持続可能な開発目標）との関連性】

本重点プロジェクトはSDGsのうち、特に「7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、「13. 気候変動に具体的な対策を」に資する取り組みとなります。また、「12. つくる責任 使う責任」、「17. パートナーシップで目標を達成しよう」にも資する取り組みとなります。



※SDGsの「17. パートナーシップで目標を達成しよう」について

重点プロジェクトを推進するための取り組みは、町・町民・事業者・滞在者のパートナーシップにより実施する必要があることから、すべての重点プロジェクトで位置付けています。

【参考】第2次計画（旧計画）における重点プロジェクトと本計画との関係

第2次計画での重点プロジェクトでは「きれいな河川の再生」、「ごみ減量とリサイクルの推進」、「省エネルギーと地球温暖化防止への取り組み」の3つを設定していました。

これらの重点プロジェクトについては、これまでの取り組みにより改善されてきた面もありますが、未だに課題が解決されていないものや、改善されていても、今後もより良い環境を目指すべく継続した取り組みが必要なものもあります。

これらのことを踏まえ、第2次計画での重点プロジェクトで示したテーマについて、第3次計画でどのように引き継いでいくかを以下に示します。

■第2次計画における重点プロジェクトと本計画との関係

第2次計画（旧計画）での重点プロジェクト	第3次計画（本計画）での引継ぎ
きれいな河川の再生	重点プロジェクト「水辺を中心としたまちをきれいにしよう！プロジェクト」の取り組みの一環として引き継ぎます。
ごみ減量とリサイクルの推進	「基本目標4 資源が循環する仕組みを構築します」の取り組みで引き継ぎます。
省エネルギーと地球温暖化防止への取り組み	重点プロジェクト「二酸化炭素排出実質ゼロのまちキックオフ！プロジェクト」の取り組みの一環として引き継ぎます。

3. 水辺を中心としたまちをきれいにしよう！プロジェクト

前期期間である令和3年度から令和6年度までの4年間において、 水辺を中心としたまちをつくるために、以下に示す取り組みを重点的に進めていくものとします。

また、あわせて示す数値管理目標により、毎年度の進捗状況を確認し、必要に応じた取り組みの強化を行っていくものとします。

なお、本プロジェクトに関連する第4章で示した関連する環境指標は以下に示すとおりです。本取り組みを重点的に進めることにより、同環境指標の目標達成へ寄与していくものとします。

■第4章で示した関連する環境指標【再掲】

環境指標の項目	現状及び 基準年度実績値 (令和元年度)	達成目標 前期 (R6)	達成目標 中期 (R10)	達成目標 後期 (R14)
工場・事業所からの排水基準の適合率	県測定 100% 下水道課測定 77.8%	100% 100%	100% 100%	100% 100%
公共下水道人口普及率	93.19%	94.60%	95.72%	96.85%
公共下水道水洗化率 (下水道供用済人口比)	97.59%	98.09%	98.49%	98.89%
BODの環境基準適合率 ・目久尻川 ・小出川 ・一之宮幹線 (一之宮第2排水路)	100% 29.2% 83.3%	100% 29.2% 91.7%	100% 37.5% 100%	100% 41.7% 100%
さむかわエコネットの環境活動における参加人数(目久尻川クリーン作戦)	187人	200人	215人	230人

(1) 小出川を中心とした河川水質の改善・監視強化

更なる水質改善が必要な小出川を中心とした、河川等の水質改善に向けた取り組みを推進します。

■主な取り組みと数値管理目標

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取り組み1	目久尻川、小出川の水質調査(定期検査)の実施			
数値管理目標	年12回実施	年12回実施	年12回実施	年12回実施
取り組み2	小出川における流域自治体との水質調査情報交換による汚染源の特定と対策の検討			
数値管理目標	年1回以上の実施	年1回以上の実施	年1回以上の実施	年1回以上の実施

(2) 下水道整備の推進と接続の推進

未整備区域の下水道整備を推進するとともに、下水道整備区域における未接続家庭への下水道への接続を推進します。なお、本取り組みは、寒川町公共下水道事業計画との連携により推進します。

■主な取り組みと数値管理目標

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取り組み1	未整備区域の下水道整備の推進			
数値管理目標	761.38ha	761.66ha	762.17ha	762.17ha
取り組み2	未接続家庭等への公共下水道への接続の推進			
数値管理目標	18件	18件	18件	18件

(3) 水辺を中心とした環境美化の推進

町や団体等が実施する美化活動の実施を推進するとともに、町民や事業者が自ら実施する美化活動に対する支援、美化活動により収集されるごみの量の削減などを推進します。

■主な取り組みと数値管理目標

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取り組み1	河川美化キャンペーンの実施			
数値管理目標	年1回実施	年1回実施	年1回実施	年1回実施
取り組み2	目久尻川クリーン作戦及び小出川クリーン作戦の実施（さむかわエコネット主催）			
数値管理目標	年9回実施	年9回実施	年9回実施	年9回実施
取り組み3	まちぐるみ美化運動の実施			
数値管理目標	年2回実施	年2回実施	年2回実施	年2回実施
取り組み4	河川美化キャンペーン、目久尻川・小出川クリーン作戦、まちぐるみ美化運動、その他環境美化活動でのごみの収集量の削減			
数値管理目標	54,000kg	53,500kg	53,000kg	52,500kg

※取り組み1、2、3、4における数値管理目標については、新型コロナウイルス感染症の状況により、進行管理を行っていく中で達成目標を変更する場合があります。

4. ~~二酸化炭素排出実質ゼロのまちキックオフ！プロジェクト~~

~~前期期間である令和3年度から令和6年度までの4年間~~において、~~二酸化炭素排出実質ゼロのまちをつくるための準備期間として~~、以下に示す取り組みを重点的に進めていくものとします。

また、あわせて示す数値管理目標により、毎年度の進捗状況を確認し、必要に応じた取り組みの強化を行っていくとともに、令和32年度（2050年度）を目途とした長期的な目標に向かって、随時、取り組みの追加や見直しを行うものとします。

なお、本プロジェクトに関連する第4章で示した関連する環境指標は以下に示すとおりです。本取り組みを重点的に進めることにより、同環境指標の目標達成へ寄与していくものとします。

■第4章で示した関連する環境指標【再掲】

環境指標の項目	現状及び 基準年度実績値 (令和元年度)	達成目標 前期 (R6)	達成目標 中期 (R10)	達成目標 後期 (R14)
町の事務事業に伴う電気使用量	5,426MWh (H25実績を基準)	5,317MWh	5,209MWh	5,100MWh
町の事務事業に伴うCO ₂ 排出量	2,681t-CO ₂ (H25実績を基準)	2,252 t -CO ₂	1,823 t -CO ₂	1,394 t -CO ₂
上水使用量	5,992 千m ³	現状以下の維持		
町の公共施設における太陽光発電設備利用施設数	10 箇所	11 箇所以上		
新規				

(1) 公共施設における施設設備等の運用改善

公共施設の設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。なお、本取り組みは、第2次寒川町地球温暖化対策実行計画（行政編）との連携により推進します。

■主な取り組みと数値管理目標

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取り組み1	中央熱源型空調機における高効率な運転方法への調整			
数値管理目標	年1回実施	年1回実施	年1回実施	年1回実施
取り組み2	庁舎等の照明の間引き、必要限度の照度への調整			
数値管理目標	年1回実施	年1回実施	年1回実施	年1回実施
取り組み3	空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げた送風効率の向上			
数値管理目標	年1回実施	年1回実施	年1回実施	年1回実施

※調整、清掃は定期的な実施に加えて、状況に応じて随時、実施することとします。

(2) 公共施設における施設設備等の更新

公共施設において、新たに設備を導入する際や、現在保有している設備を更新する際には、エネルギー効率の高い設備等を導入します。なお、本取り組みは、第2次寒川町地球温暖化対策実行計画（行政編）との連携により推進します。

■主な取り組みと数値管理目標

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取り組み1	高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新			
数値管理目標	1台以上			
取り組み2	街路灯をはじめとする町有施設の照明のLED化			
数値管理目標	1施設以上			
取り組み3	国・県の補助事業等を積極的に活用した省エネ設備の導入			
数値管理目標	1施設以上			

(3) 公共施設における再生可能エネルギーの導入

太陽光発電設備やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーを積極的に導入します。なお、本取り組みは、第2次寒川町地球温暖化対策実行計画（行政編）との連携により推進します。

■主な取り組みと数値管理目標

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取り組み1	町の公共施設などへの太陽光発電設備等の導入			
数値管理目標	1施設以上			

(4) 湘南エコウェーブプロジェクトの推進

藤沢市・茅ヶ崎市との2市1町で連携し、様々な環境学習事業を通して、広域的に地球温暖化の防止及び気候変動適応への取り組みを推進します。

■主な取り組みと数値管理目標

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取り組み1	みどりの保全セミナー、親子環境バスツアー などの各種環境学習事業を実施			
数値管理目標	年3回実施	年3回実施	年3回実施	年3回実施

※取り組み1における数値管理目標については、新型コロナウイルス感染症の状況により、進捗管理を行っていく中で達成目標を変更する場合があります。

(5) 再生可能エネルギー由来の電力調達による電力使用の低炭素化

現在、国をはじめ世界的に取り入れられている「RE100※」導入の取り組みを参考に、再生可能エネルギー由来の電力を積極的に調達し、町の事務事業に伴う電力使用の低炭素化を推進します。

なお、本取り組みは、第2次寒川町地球温暖化対策実行計画（行政編）との連携により推進します。

■主な取り組みと数値管理目標

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取り組み1	町の公共施設における再生可能エネルギー由来の電力調達の導入			
数値管理目標	1施設	1施設	1施設	1施設

※RE100：国際環境NGOのThe Climate Group（クライメイト・グループ）が2014年に開始した国際的な企業の連合体のこと。REはRenewable Energyの略で、日本語では再生可能エネルギーを意味しています。企業活動に必要なエネルギーの100%を水力や太陽光などの再生可能エネルギーで調達することを目指す企業が加盟しています。

(6) 町民・事業者に対する省エネ行動や再生可能エネルギー導入の促進

家庭や事業所における省エネ行動を促進するとともに、再生可能エネルギーの導入に関する国や県の補助制度等の情報を収集し町民や事業者に広く情報提供を行います。

また、民間における省エネ行動や再生可能エネルギー導入に向けた町独自の補助制度の検討を進めます。

■主な取り組みと数値管理目標

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取り組み1	広報における省エネ行動促進特集記事の掲載			
数値管理目標	年2回(夏季1回、冬季1回)掲載	年2回(夏季1回、冬季1回)掲載	年2回(夏季1回、冬季1回)掲載	年2回(夏季1回、冬季1回)掲載
取り組み2	町内事業所に対する神奈川県省エネ診断事業等の積極的な紹介と受診促進			
数値管理目標	受診事業者1社以上	受診事業者2社以上	受診事業者3社以上	受診事業者4社以上
取り組み3	町独自の再生可能エネルギー導入に向けた補助制度の検討と実施			
数値管理目標	制度の検討	制度開始(制度利用者2者以上)	制度利用者2者以上	制度利用者2者以上

(7) 二酸化炭素の吸収源となる樹林地の保全

森林吸収源対策として、寒川町森林整備計画に基づく適切な森林整備を行うとともに、現存する貴重な樹林地については地域制緑地の活用により樹林地保全の担保性の向上に努めます。

また、社寺林や屋敷林などの小さな樹林地についても保全します。

■主な取り組みと数値管理目標

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取り組み1	地域森林計画対象民有林面積の維持の促進			
数値管理目標	17.78ha	17.78ha	17.78ha	17.78ha
取り組み2	自然環境保全地域の指定の継続			
数値管理目標	2地区の指定維持	2地区の指定維持	2地区の指定維持	2地区の指定維持

(8) 都市緑化等による二酸化炭素の吸収源の創出

都市における二酸化炭素吸収源の創出のため、寒川町みどりの基本計画に基づき、都市公園（基幹公園、都市緑地、緑道）、公共施設緑地、民間施設緑地の維持、整備を推進します。

■主な取り組みと数値管理目標

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取り組み1	街区公園などの身近な公園や、地区公園や運動公園などの大規模な公園、都市緑地、緑道などの整備の推進			
数値管理目標	18.81ha	19.38ha	19.38ha	19.38ha
取り組み2	公共施設における緑地の維持の推進			
数値管理目標	37.85ha	37.85ha	37.85ha	37.85ha
取り組み3	民間施設における緑地の維持の促進			
数値管理目標	10.29ha	10.29ha	10.29ha	10.29ha

新規

■主な取り組みと数値管理目標

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
取り組み1	新規			
数値管理目標				



写真－さむかわ中央公園